

## 平成21年第2回豊後高田市議会臨時会会議録（第1号）

### 議事日程〔第1号〕

5月28日（木曜日）午前10時 開会

開会宣告

開議宣告

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 会期の決定

日程第3 第36号議案及び第37号議案上程  
（提案理由説明・質疑・討論・表決）

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

### 出席議員（21名）

- |      |         |
|------|---------|
| 1 番  | 近 藤 紀 男 |
| 2 番  | 成 重 博 文 |
| 3 番  | 安 達 隆   |
| 4 番  | 尾 上 真 一 |
| 5 番  | 山 田 秀 夫 |
| 6 番  | 松 本 博 彰 |
| 7 番  | 中山田 健 晴 |
| 8 番  | 河 野 徳 久 |
| 9 番  | 明 石 光 子 |
| 10 番 | 土 谷 力   |
| 11 番 | 村 上 和 人 |
| 12 番 | 鷺 海 政 幸 |
| 13 番 | 後 藤 龍太郎 |
| 14 番 | 安 東 正 洋 |
| 15 番 | 北 崎 安 行 |
| 16 番 | 川 原 直 記 |
| 17 番 | 河 野 正 春 |
| 18 番 | 山 本 博 文 |
| 19 番 | 菅 健 雄   |
| 21 番 | 徳 永 浄   |
| 22 番 | 大 石 忠 昭 |

### 欠席議員（1名）

- 20 番 堂 園 慶 吾

### 職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

事 務 局 長	甲 斐 智 光
議 事 係 長	清 水 栄 二
庶 務 係 長	伊 藤 康 輔
書 記	近 藤 浩 二

### 説明のため議場に出席した者の職氏名

市 長	永 松 博 文
副 市 長	都 甲 昌 勲
会計管理者兼市参事兼会計課長	
	安 東 洋 義
市参事兼真玉市民センター長	
	岩 永 澄 雄
市参事兼香々地市民センター長	
	大 園 栄 治
市参事兼企画情報課長	中 嶋 栄 治
市参事兼税務課長	尾 造 正 直
市参事兼消防長	福 光 博 文
総 務 課 長	栞 原 茂 彦
財 政 課 長	増 田 正 義
市 民 課 長	橋 本 和 明
保 険 年 金 課 長	南 松 豊 久
子育て・健康推進課長	安 東 道 男
人権・同和对策課長	安 東 正 洋
環 境 課 長	後 藤 則 隆
商工観光課長	佐 藤 之 則
農林振興課長	井 上 晃 一
農地整備課長	河 野 義 雄
建 設 課 長	野 村 信 隆
下 水 道 課 長	佐 當 公 夫
水 道 課 長	甲 斐 好 信
総務法規係長	佐々木 真 治
秘 書 係 長	飯 沼 憲 一

### 教育庁

教 育 長	河 野 潔
総 務 課 長	奥 田 秀 穂
学 校 教 育 課 長	早 田 義 司 郎

議長（鷺海政幸君） おはようございます。

ただ今の出席議員は21名で、議員定数の半数に達しております。

よって、平成21年第2回豊後高田市議会臨時会は成立いたしましたので開会いたします。

議長（鷺海政幸君） これより本日の会議を開きます。

市長ほか関係者の出席を求めましたので、ご了承願います。

5月28日

議長（鴛海政幸君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員に3番安達 隆君及び4番尾上真一君を指名いたします。

議長（鴛海政幸君） 日程第2、会期の決定を議題といたします。

おはかりいたします。

今期臨時会の会期は、本日1日限りとしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（鴛海政幸君） ご異議なしと認めます。

よって、今期臨時会の会期は本日1日限りと決定いたしました。

なお、会期中の会議予定は、お手元に配付しております会議予定表のとおりです。

議長（鴛海政幸君） 日程第3、第36号議案及び第37号議案を一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

市長永松博文君。

市長（永松博文君） 本日ここに第2回臨時会を招集いたしましたところ、議員各位にはご多忙中にもかかわらず、ご出席くださいまして誠にありがとうございます。

それでは、諸般の報告を申し上げます。

4月29日の昭和の日には豊後高田市を祝う記念日として、今年も議員各位を始め各種団体や自治委員の皆様方のご臨席を賜り、自治功労及び各分野における功労といたしまして17名2団体の功労者表彰を行ったところでございます。

この日を含む今年のゴールデンウィーク期間中は、昭和の町はもとより、富貴寺、熊野磨崖仏さらにはリニューアルした真木大堂などの周辺の主要観光地には、昨年度よりも多い約43,000人の観光客が訪れたほか、夷谷仙境春まつりやそば祭りなどのイベントにも多くのお客さんで賑わいました。また、毎年恒例となっております豊後高田五月祭と仏の里ふれあいマラソン大会が5月16日と17日に開催され、マラソン大会には全国より1,500人を超えるランナーが集まるなど、両日ともたくさんのお客さんで大盛況でございました。

次に、新型インフルエンザについてでございますが、4月28日、WHOが新型インフルエンザに対する警戒レベルを、「フェーズ4」に引き上げたことを受け、本市におきましても同日、新型インフルエ

ンザ対策本部を設置いたしましたところであります。

対策本部では、子育て・健康推進課を相談対応窓口として、平日はもとより休日・祝祭日におきましても、市民の皆様方からの電話相談に対応する体制を整えながら、ケーブルテレビ等を通じて注意喚起を行ってきたところであり、現在のところ、大分県内での発生はありません。今回の新型インフルエンザは弱毒性で、症状は季節性インフルエンザと同程度であることから、国においても柔軟な対応を行うように変更されたところであります。

今後とも国や県が発表する新型インフルエンザに関する情報に留意しながら、適切な対応を図ってまいりたいと考えております。

次に、昨日開催されましたチャレンジデーについてでございますが、集計結果といたしまして参加率が62.4パーセントとなりまして、おかげさまでいい結果が出たと思っております。

議員各位を始め市民の皆様方のご協力に対しまして、大変感謝をいたしているところでございます。

それでは、本臨時会に提案いたしました議案につきまして、その大要をご説明申し上げます。

第36号議案の豊後高田市議会議員の議員報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例等の一部改正についてでございますが、平成21年5月に出示された国家公務員の給与に関する人事院勧告等を勘案し、市議会議員並びに市長、副市長及び教育長の平成21年6月に支給する期末手当の支給月数を、現行の100分の160から100分の145に改め、0.15月分を暫定的に減額する措置を講ずるものでございます。

第37号議案の豊後高田市職員の給与に関する条例の一部改正についてでございますが、平成21年5月に出示された国家公務員の給与に関する人事院勧告等を勘案し、一般職に属する職員の平成21年6月に支給する期末手当の支給月数を現行の100分の140から100分の125に、勤勉手当の支給月数を現行の100分の75から100分の70に改め、合わせて0.20月分を暫定的に減額する措置を講ずるものでございます。

以上、本臨時会に提案いたしました議案についてご説明申し上げましたが、何とぞ慎重審議の上、ご協賛賜りますようお願い申し上げます。

議長（鴛海政幸君） おはかりいたします。

本案については、委員会の付託を省略したいと思います。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(鴛海政幸君) ご異議なしと認めます。

よって、第36号議案及び第37議案については、委員会の付託を省略することに決しました。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

22番大石忠昭君。

22番(大石忠昭君) 皆さん、おはようございます。日本共産党の大石であります。第36号議案に質疑をいたします。

先程、市長からの提案理由説明で、人事院勧告を勘案して二つの議案を出したということなんですけれども、36号議案の中のこれは、議員の期末手当と市長など特別職の期末手当が合わされた条例になっているわけなんですけれども、県下の状況では、議員のことが議会内部でよく議論をして、どこまで引き下げるかということで、まあ議員提案という方法をとっているところもあるんですけれども、豊後高田市の場合は市長からいま提案理由説明のあったとおりなんです。

それで、議長、この前の専決処分のご意見で述べまして、今後は議長を大事に扱おうと、議会の代表であるからね。何事もよく議長と相談をすることになったんですが、この議長を始め議員の6月の期末手当を削減するというので、市長は議長にどのような相談を持ちかけて、結論的にはどうということになったのかね。

まあ県議会やらでしたら、議長のほうから一つこういうことやから、おれたちもなんぼか下げようということをやったようなんですけどね。高田の場合は議長提案でなくて市長提案になったのは、どういう経緯なのか、その辺をちょっと市民に理解できるように説明をしていただきたいと思います。これが1点ですね。

それから2点目が、今回の減額改定によりまして、改定前と比べてみて、6月の期末手当でどれだけの影響が出るのかね、金額でどれぐらいなのかを説明してもらいたいと思います。

次が、第37号議案ですけれども、これは提案理由説明のようなことで減額することなんですけど、これについてもやっぱり労働者の基本的人権や生活を守るために、労働組合がつくられてね、組合員はそれぞれ組合費も払って、役員も構成して、行政当局とも交渉しながら、やっぱり自分たちの生活

を闘い取ってる、権利を闘い取ってきたわけなんですけど、今回、人事院勧告に勘案して云々というんだけれども、その労働組合との交渉の経緯ですね、どうということになったのか。それからその交渉の中で、労働組合としてはどのような主張がされたのか。しかしこうこうこうこうということになったというその辺を、市民にわかるように説明をしていただきたいと思います。

それからもう一点は、職員の場合は期末手当と勤勉手当なんですけど、それを分けて、どれぐらいの減額、職員に対してもらいが少なくなるのかね、その辺を説明していただきたいと思います。

以上です。

議長(鴛海政幸君) 総務課長柴原茂彦君。

総務課長(柴原茂彦君) 大石議員の質疑にお答えをいたします。

まず、議員提案に関するご質問ですが、これまでも一応慣例で、議会のほうには議会議員提案ということではなく、執行部提案でこれまでも行っていただいております。その慣例を踏まえまして、今回も人勤どおりをお願いをしてきたところでございます。

それから、期末手当の影響額でございますが、特別職は、市長、副市長、教育長で、合わせまして約35万円の減額でございます。なお、議員さんにおかれましては、一応22名全員で130万4,000円の減額の予定でございます。

それから、37号議案の労働組合との交渉の経緯でございますが、組合側からは、やはり今回の人勤については、人事院が調査をした結果、2,700団体の内、2割程度の結果しか上がっていないと、だから不十分ではないかというような質疑もございました。失礼。質疑ではありません。そういった要請もございましたけれども、人事院勧告に基づきまして、今回、先程言いました期末勤勉手当それぞれ合わせて、0.2ヶ月分の減額措置をとって理解をいただいたところでございます。

それから、期末勤勉手当の職員に対する額でありますけど、期末手当が職員349名で2,016万2,000円、それから勤勉手当が660万5,000円、約660万5,000円、これは0.7月、0.05削減の額でございます。

それから、期末手当は1.4が0.15月されまして、1.25月で計算したものでございます。

以上でございます。

議長(鴛海政幸君) 22番。いま22番が手を

5月28日

挙げたんじゃが、執行部、あなたのほうから答弁。

(「ちょっと補足ですが」と呼ぶ者あり)

副市長都甲昌勲君。

副市長(都甲昌勲君) 大石議員の36号議案に関する質疑の中で、議会とどういう話をしたかということでございますけど、先日、この臨時会の招集につきまして、正副議長、正副議連の委員長・副委員長と、この臨時会の件で協議をいたしまして、その中で、こういうことで人事院勧告が出たということで、特別職、議員、職員につきましても6月末支給の期末手当については削減があるということで、この削減につきましてはその中で了承をいただきまして、そういうことで、これの議案の提出につきましてどうしますかと、議会提案ということもありますし執行部提案ということもあるということで、過去執行部提案をしてきた経過がございますので、その中で執行部で提案してくれとそういうことになりましたので、今回提案したところでございます。

以上でございます。

(「議長、今度はいいでしょうか」と呼ぶ者あり)

議長(篤海政幸君) はい。ちょっと待ちなえ。

22番大石忠昭君。

22番(大石忠昭君) ええち言うたけん、言おうと思うたんやけどな。ちょっと田舎弁で悪いわけやな。

(発言する者あり)

再質疑をいたしますが、いまの議事進行でわかるように、私は市長が答弁すると思って、わざわざその特別原稿があるわけやないんやけども、議長との関係で質疑をしたつもりなんです。ところが、乗原課長のほうが先に手を挙げて答弁で、もう終わったかと思って答弁が不十分ではないかと指摘しようと思ったら、いま副市長が出てきたわけですね。その辺ちょっと大事な問題だと思うんですけどね。

やっぱりいままでの議会の答弁でも、市長、その次、教育長ということになっているわね。やっぱりそうしたほうが市民から見た目も、副市長もう再任ちゆうことはちょっとないというふうに聞いていますけどね、格好はえかったと思うけん、最後はちょっと格好悪いなってしもたね。その辺はちょっと注意をしときますので、今後ね。大事な点ですよ、それはね、そうでしょう。市長。

だから、いまの答弁が不十分じゃないんですよ。あれだけの答弁をすれば、課長の答弁はその部分省かれたわけやね。そうでしょう。副市長が先に

すべきやなかったかということを指摘しているわけですよ。(「そうです」と呼ぶ者あり)ね。

次に質疑をしますよ。そのあとの課長の答弁だけを聞いたんならば、ただ慣例なんだから、執行部で市長提案をしたんが何が悪いですかと、慣例でただけとこういうことになっているわけやね。私が聞いたのは、そうではなくて、額についても議員が0.15にしなさいなんちゆうこと、減額しなさいちゆうことが人事院勧告で出していないんですよ。それはあくまでも執行部提案するならば、議長とよく協議して、「うちは0.15下げたいんだが、どうでしょうか」と、「ようございますか」とこうならにゃいかんわけね。私は議長にも聞いたんですよ、「額が決まったんかい」と、「いやそこまで行っちゃらんのか」という段階しか聞いていないからね。だからその協議して、それは議会提案やったらもうちょっと下げることも少なくすることもできるわけやね。そうしなきゃならないちゆう法律違反でも何でもないですよ、議会で決めることやからね。そうでしょう。

だから、その辺は充分職員もこうする、職員は2ヶ月になると、合わせたらね。だから議員は1ヶ月0.15やから 職員は0.2やけど、こっちは0.15やから、何とかこれで執行部提案という協議になったと思うんじゃわ。その辺まで同じ課長が答弁するなら答弁しないと、やっぱり不十分だと思うんですよ、ね。今後やっぱり議会の一般質問なんかは、ケーブルテレビでそのまま出ますからね。やっぱり要らんでいいことを長々ながながやるんじゃなくて、聞かれた点をばちっと答えるような答弁に改めてもらいたいということをちょっと注文づけておきますよ。

私は、わざわざ課長にそういうことにならんように電話で、今日こういうことを質問したいちやろうと思うたんやけれども、そげなことは議会で聞いてくれちゆうなことを言うから大恥をかくことになったわけですよ。そうやなくて、議員がわざわざこういうことをやったら、そんなことは聞いてくださいちゆう。一回聞いちゃったら本人は答弁が楽やったんですよ。だからね、大恥をかきますよ。私に言うたことがまた違うてきたでしょう。次から次から。やっぱり議会、議員をばかにしたようなことじゃいかんですよ、ちゃんと。前の建設課長もそういうことがあったからね、私がもう大問題にしているんですよ。前の建設課長ですよ。再質疑の内容は、その

ことは指摘をしておきますね。

それからあと、もう36号議案はもう質疑はよいです。

37号議案について、労働組合との関係でも経緯というふうに聞かれたらね、私ども執行部でも内部で協議した結果、人勤がいついつこういうことで報告がありましたので、あるいは県下の課長会議を開いてこうこうこういうことになりまして、大分県の場合14市も同じ額で職員はこうしよう、議員はこうしようちゅうことで大体話ができたから、豊後高田市もこういうことになったんだから職員組合の皆さん協力してくださいとこうなったと思うんじゃわ。ね。それがいつだったのか、何回交渉したのか。出されたのは、ただ人勤の調査が不十分ということだけだったのかね。

いま、出された意見は不十分だったと、調査が全体のアンケートで郵送でアンケートをやっているんですよ、その中の2割程度だったから不十分じゃないかというだけなのかね。それともこれだけ我々の不景気の中で、もう子育てが大ごとなんや、生活が大ごとなんや、そんなん引き下げられたら困るんや、何とかしてくれちゅうような意見はなかったのかね。我々の賃金が下がれば、民間企業も下がることになるから、経済に及ぼす影響も大きいぞというような賃下げ競争をあおることになるから、そんなことは我々できないようなそんなような意見とか全然なかったんですかね。その辺の中身を聞いているんですよ。でないとね、もうとにかく決まったんだから右に従えと、労働組合も形だけあるわけだとね、一応格好つけて交渉するだけという労働組合にはなっていないかと思うんですよ。これだけあんたその職員は皆さん、子育てせにゃいかんわけやから大変なんですよ、不景気の中で。だからその辺、どういう意見があったのか、もう5例ほど出してもらえませんか。

次、次が大事な点なんですよ。いま349名分で、期末手当が2,162万やったかね、勤勉手当が660万、合計しましたら2,700万 2,682万かね、なるわけやけども、これ以外にね、実際にこれは職員がもらうことやないんやけども、市が出すほうの減るのは共済掛金が含まれるでしょう。共済掛金は常勤の市長や副市長や教育長の分ね、それから市の職員の分は市の一般会計から出す金額は少なくなるんよ、ね。補正予算が出された時、条例改定は出ているけど補正予算は出していないから数字

が見られないんやけども、それは幾らぐらいの影響が出て、合計したら職員の今回の期末手当と勤勉手当、それからいまの共済掛金を含めて市が支出する減額が総額でなんぼになるのかね。そこは総数でなんぼというふうにちょっと出してもらえませんか。

合わせて約3,000万ぐらいになるんかな。ざっとして。でしょう。だから次の質問ですよ。次は市長が答えんと答えきらんと思うんやけど、3,000万 約3,000万と思う。約ならいいですね。約3,000万ぐらいの減額になるんだけども、それをもう当初予算では議決されているわけですよ。それが約3,000万減るわけよ。その3,000万減ったもので、例えば市長が子育てを大事にしますというなれば、子供の医療費を小学校卒業するまでに無料にするとか、もうどこに行っても高くて困っている国民健康保険税や介護保険料など市民の負担を減らすと、その一部の費に呼び水として使いますというような計画があるのかね。何らかの方法で約3,000万円を市民の負担の軽減のために使うというのかね、そういうのがあるのかどうなのか。全然補正予算で出されていないから説明をしてもらいたいと思うんです。

それからもう一点は、市長の中でもありましたように、暫定的なんだと言われましたね、暫定的なんだと。いままでだったら人事院勧告の出し方も違っておって、年末の期末手当で調整しておったんだけど、今度はもう異例な方法をとったわけよ。それでまだ12月でどうなるかわからんわけやけども、あなた方は12月の改定では、まだ議員、それから市長など特別職、市の職員の関係で、どういうような影響が出るというふうに予想されると考えているのか。全く考えられないというのかね。その辺をちょっと説明してもらえんでしょうか。今度は異例のことなんよ。

議長（鴛海政幸君） 市長永松博文君。

市長（永松博文君） それでは私から。この減額になった予算についてどうするのかというお話でありますけど、それについては制度でありますので、これをどう使うということは考えておりません。

それから、暫定的というが、どういうふうになるのかと、これも予想がつきません。

以上でございます。

議長（鴛海政幸君） 総務課長栗原茂彦君。

総務課長（栗原茂彦君） 大石議員の再質疑にお答えをいたします。

5月28日

職員の共済費等の影響額でございます。共済費が328万円、約、減額になります。それから一般職328万、それから特別職が4万3,000円で、合計で3,015万円、一応影響額はそういった職員の分についてはなりません。

それから、組合との協議の中でございますが、先程ご説明申し上げましたように、人勤が出された経緯について一応問題があると。やはりそれからこれ中小の企業は、これからボーナス等の交渉に入っていくので、やはり市職員等の分が先に出されると、そういった組合にも影響を及ぼすのではないかと。ただし、やはり人勤が出されて、県のほうも県職員についても一応妥結を見たあとの交渉で、5月20日の交渉でありましたけれども、そういった経緯を踏まえましてやむを得ないということで、一応ご理解をいただきながら、今回の妥結をしていただいたところでございます。今回の人勤どおりの施行ということでご理解をいただいたところでございます。以上でございます。

議長（鴛海政幸君） 22番大石忠昭君。

22番（大石忠昭君） じゃあ、もう一度質疑をいたします。

37号議案で、私、約3,000万と言いましたら、当たっていましたね、3,015万円、職員の分だけですよ。市の歳出が減るわけなんですよ。だから、その分を市民の負担軽減に使うような考えがないんですか。市長、考えていないと。何か考えていない、何か「ホウシヨク」で言ったんですかね、何だったかね、そういうそのところをもう一回質問します。

なぜ、それだけ削減したら一般財源が浮くわけやから、市民生活の一番市民が困っている部分に充てるというのがね、これは市長のやっぱり政策的、何ちゅうかね、姿勢を打ち出すべきでしょう。だって、臨時給付金なんかでも早く出さないとやいかんのやて、高田は担当課も努力しまして、出すほうは早く出したほうですよ。これだってもう期末手当の関係で6月末でこだけ浮くんだから、浮いた金で6月議会の補正には、この3,000万を使ってこうしようと、議員の分を含めたらもうちょっとなりますけどね、やろうというように打ち出すような考えもまだないんですか。もう全然考えていないんですか。ね。国が決めたからそれに従うだけであって、銭は余ったんやと、余った金で市民のためがあると、何かするということで、また昭和の町、昭和の町ち

ゅうわけいかんですよ。ここまで来たら。この分はね。

でないと、やっぱり職員が、市民からいろんな意見があるけれども、やっぱり職員は市民のために働いているんだから、職員にその分を返しちゃらにや

職員の減らされた分は返しちゃってね、職員と市民が一緒になってやっぱり市政を推進するちゅうことにならんと、よくないと思うんでね。もう一回市長の、約3,000万を何か使うちゅうのは何もありませんか。市民の負担軽減のために使いましょうと、こだけ百年に一度と言われる不景気のために、何とか市の活性化のために市民の暮らしを守るために使おうというような考えはないで、よそが減らすから、うちも減らすだけなんですか。そこを答えてください。

それから、組合のこの関係で、組合が自分たちのことよりは、市内の中小業者が働く労働者のことを考えているということはわかりましたわね。おれたちが下げられたんだは、またはそれ職員が下がったんだから、民間企業もその職員の例になって民間企業も下げられるから困るということで意見もあったし、まあ立派なものですよ。それはそれで。

だけど、自分たちも下げられたら困るちゅう意見はないんですかね。そうしないとね、そこが主張しなかったら、市民は、職員は多過ぎる、給料はいい過ぎるじゃないかちゅうこの攻撃に負けることになると思うんだけどね。本当に労働組合の皆さんは、おれたちの期末手当や勤勉手当はそんなに下げられたら困るちゅう意見はなかったんですかね。それはあったと思うんですけどね。そこをちゃんと述べちゃらんとね、そんなそこを述べんような労働組合ちゅうんだったら、おれたちはいいんやけど、中小企業のためにちゅうたらあんたちょっと格好はいいけれども、それだけだったら、ああまた中小企業は下がったから職員下がれという、賃下げ競争の悪循環につながっていくんですよ。

だから、職員組合はそんなことやなくて、やっぱり若い職員も給料が安い上に期末手当を下げられたら困るんやとね、担当が困るというような闘いをやらなかったら、また年末でまた大幅に減らされることにつながると思うんだけど、そんな意見はなかったのかどうかということをもう一回聞いておきますよ。大事な点なんです。ここはね。

それから、いまの答弁では、もう組合と一回きりの交渉で妥結したように聞こえたんだけど、そんな

なものなんですかね。いまの組合ちゃあそんなに、一回ではいい、私がもういろいろ述べたけども、それは人勤が決めたからしょうがないちゅうようなぐらいいのことで、もうこんなに0.2ヶ月カットちゅうのが決まるような労働組合になっているんですかね、そこ辺を。いや何回か交渉したんだけど、いついつ第1回目がこうやった、第2回目こうで、第3回目がこうで、最終的には、よそも妥結したから豊後高田市も妥結したちゅうのかね。14市の中で豊後高田市が一番先に妥結したちゅうのか、いや県下統一で妥結したちゅうのかね。ちょっと市民にわかるようにちょっと説明してもらえんでしょうか。

以上です。

議長(鴛海政幸君) 市長永松博文君。

市長(永松博文君) それでは、私のほうからお答えします。

組合交渉の中で職員そのものが、やはり自分たちの給与、生活を守りたいということがあることは事実であります。そういう競争の中で、いまの社会情勢、それからまたその他の団体のそういうものの中で、やはり彼らもやむを得ず妥結したんだと思います。そこにつきましては、総務課長のことは足らずはあったかもしれませんが、そこ辺のものは、組合はそういうような主張をするのはこれはもう当然の話で、私どもも説得をしたということになります。

それから、そういうものの中で、余ったそのものをどうするかというようなことと言いますけれども、これは予算、歳入と歳出のことでありまして、この金をこれがこれくらい余ったから今度はこうするんだというのではなくて、全体的なものがあります。だから歳入についても、国からの交付金とか、それから補助金とか、それからまた市の税収とか、それと同時に、また起債とか、そういうものを合わせたものであってなんですから、だからこれだけ少なくなったから、これを今度はこうするというようなトータル的な話になりますので、そこ辺のものは、全体的なものの中で私どもは予算を組んでおりますから、いまの私の考え方としては、いま現在ではそう考えていないということになります。

以上であります。

議長(鴛海政幸君) ほかに質疑はありませんか。

(22番(大石忠昭君) ちょっといつ何回かとかがないじゃないかえ。最初に答弁しちよら、市長が立つことがなかったんです。問題点が。何回交渉

があったんかて聞いたわけよ、いつ何回あったちゅうのがないじゃないの。)

議長(鴛海政幸君) 市長、あなたから報告したんやないですかね。

(22番(大石忠昭君) ないです。ないでしょう。ないやないですか。(発言する者あり)(「何回交渉したかちゅうことを聞かれたな」と呼ぶ者あり) 1回で妥結したなら妥結したちゅうことを聞いているわけで、どうなんですかって聞いているのに、答えてないやないですか。)

議長(鴛海政幸君) 総務課長兼原茂彦君。

総務課長(兼原茂彦君) 大石議員の質疑にお答えします。

先程ご答弁申し上げましたように、5月20日に交渉いたしましたして、その中でいろんな面での要求もございましたけど、その中で一応妥結を見たところでございます。交渉については1回でございます。

議長(鴛海政幸君) ほかに質疑はありませんか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

議長(鴛海政幸君) これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

22番大石忠昭君。

22番(大石忠昭君) 私は、22番、日本共産党の大石であります。第37号議案市職員給料に関する条例の一部改正について反対討論をいたします。

市長など特別職と議員の分の削減、第36号議案については反対しませんが、市職員の削減については市職員の分の削減については、次の三つの理由で反対いたします。

第1は、このことが日本の景気回復に逆行、地域経済の疲弊を加速させるからです。アメリカ発の経済危機の下、百年に一度の大不況から、世界と日本の経済の回復を図る上で、内需拡大が決定的に重要になっています。ところが、大概、民間大企業は、非正規労働者の派遣切りや正規労働者の賃金抑制など内需を冷え込ませることばかりやっています。その上、公務員労働者の賃金削減を行えば、より一層内需の冷え込みをさせることになるからであります。公務員の賃下げは、さらに生活保護費など国民の暮らしを守る基準にも影響を与えかねません。これを強行すれば、国民生活のあらゆる分野で内需を冷え込ませることになるからであります。

第2は、官民格差の是正を口実に公務員の賃金を

5月28日

引き切り下げていくことは、際限のない賃下げ競争の悪循環を拡大することにつながるからであります。民間の賃金、ボーナスが減らされたから、それに合わせるのだというのが口実にはなっていますが、それは実態とは違います。

先程の答弁でありまして、組合から意見があったようですが、人事院が実際には民間のボーナスを調査したのはごくわずかです。通常は1万1,000企業を対象で調査をするんですが、今度の場合は2,700社を対象に郵送調査をただけなんです。調査の対象企業が少なく、その時までにはボーナスを決定した企業は1割しかありませんでした。国会で日本共産党議員の質問に、人事院の谷総裁は、「全体を反映したからといえば、そうではありません」と答弁しています。ずさんな調査による勧告の影響を受ける労働者が600万人に上る上、これが民間の一時金引き下げの口実に使われれば極めて重大であります。公務員の一時金削減は、民間中小企業の賃金を抑え込み、これから審議が始まる地域別最低賃金改定にも冷水を浴びせることとなります。むしろ低過ぎる民間企業の賃金こそ引き上げるべきであり、時給630円という極端に低い最低賃金を政府の責任で大幅に引き上げるべきであります。

第3は、今度の一時金カットが、市民負担の軽減にも市民サービスの向上にも全く活かされていないからであります。市長が先程答弁したとおりに、条例改定で議員や職員の支給額は減額したけれども、その分を補正予算で市民のためにこう使うなどとは全く出されていません。考えていないということであります。

日本共産党は、公務員労働者の賃金は、税金で支払われているので、市民の理解と納得の下に決めるべきだと考えています。今回の削減で、市職員だけの期末勤勉手当の引き下げ、それにあわせて共済金を含めると約3,000万円が浮くこととなります。問題は、小学校卒業するまでの子供の医療費の無料化や、高過ぎる国保税や介護保険料の引き下げなど、市民負担の軽減に使いたいから、ぜひ職員も協力してほしいね、県内も、あるいは全国でも人動に従うんだからということで、職員組合に理解を求めたんならわかるけれども、そうではありません。

しかし、問題は、今回のこの改定のもとになったのは、自民党が公務員の一時金、減額法案をいま検討し始めていることが発端なんです。これまでずっと私も長年議員をしておりますけれども、人事院

は、夏の一時金の支給には、勧告が間に合わないために年末一時金で民間のボーナスの動向を反映させて決めていました。ところが、今度あえて総選挙を前にしたこの時期に前倒しをして、夏季一時金で一律カットという異例な方針を打ち出したのは、総選挙向けに公務員をたたいたと、アピールするためであり、またルール無視の賃下げの実績づくりがねらいで、党利党略以外の何物でもありません。ですからそれに付き合わされた人事院が、ろくな調べもしないでボーナスの一律カットというこれまでに前例のない方針を打ち出したのです。

豊後高田市が、こんな公務員バッシングで自民・公明党の選挙を有利にしたいという党利党略に手を貸すのでは、市職員の士気にかかわると思います。ぜひ議員の各位の皆様にご賛同をお願いし、第37号議案の反対討論を終わります。

以上であります。ありがとうございました。

議長(鴛海政幸君) ほかに討論はありませんか。  
(「討論なし」と呼ぶ者あり)

議長(鴛海政幸君) これにて討論を終結いたします。

これより第36号議案を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(鴛海政幸君) ご異議なしと認めます。

よって、第36号議案については、原案のとおり可決されました。

次に、第37号議案を起立により採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立多数)

議長(鴛海政幸君) 起立多数であります。

よって、第37号議案については、原案のとおり可決されました。

議長(鴛海政幸君) 以上で本臨時会に付議されました案件の審議は全部終了いたしました。

これをもちまして、平成21年第2回豊後高田市議会臨時会を閉会いたします。

午前10時48分 閉会

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

5月28日

豊後高田市議会議長 鷺海政幸

豊後高田市議会議員 安達隆

” 尾上真一